

国立大学法人富山大学大学院学則（案）

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正	平成19年12月26日改正
平成20年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正	平成24年4月1日改正
平成25年4月1日改正	平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正	

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 教育研究組織等（第4条～第11条の6）
- 第3章 教学及び学生（第12条～第47条）
 - 第1節 学年、学期及び休業日（第12条）
 - 第2節 標準修業年限及び在学期間（第13条、第14条）
 - 第3節 入学（第15条～第21条）
 - 第4節 教育課程等（第22条～第30条）
 - 第5節 休学、復学、転学、転専攻、留学、退学及び除籍（第31条～第36条）
 - 第6節 課程修了の認定及び学位の授与（第37条～第39条）
 - 第7節 教員免許状（第40条）
 - 第8節 賞罰（第41条）
 - 第9節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（第42条～第47条）
- 第4章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第48条～第54条）
- 第5章 補則（第55条～第56条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、国立大学法人富山大学学則（以下「本学学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、富山大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（教育研究上の目的）

第2条の2 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科、教育部、領域又は専攻等において別に定める。

（自己評価等）

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究組織等

（研究科、教育部）

第4条 本学大学院に次の研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）を置く。

人文科学研究科（修士課程）

人間発達科学研究科（修士課程）

経済学研究科（修士課程）

芸術文化学研究科（修士課程）

生命融合科学教育部（博士課程）

医学薬学教育部（修士課程、博士課程）

理工学教育部（修士課程、博士課程）

教職実践開発研究科（専門職学位課程）

（課程）

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（領域、専攻）

第6条 研究科等に次の領域及び専攻を置く。

人文科学研究科

修士課程

人文科学専攻

人間発達科学研究科

修士課程

発達教育専攻、発達環境専攻

経済学研究科

修士課程

地域・経済政策専攻、企業経営専攻

芸術文化学研究科

修士課程

芸術文化学専攻

生命融合科学教育部

修士課程

認知・情動脳科学専攻、生体情報システム科学専攻、先端ナノ・バイオ科学専攻

医学薬学教育部

修士課程

医学領域

医科学専攻

修士課程（前期2年）

医学領域

看護学専攻

薬学領域

薬科学専攻

修士課程（後期3年）

看護学専攻、薬科学専攻

修士課程

生命・臨床医学専攻、東西統合医学専攻、薬学専攻

理工学教育部

修士課程

理学領域

数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、地球科学専攻、生物圏環境科学専攻

工学領域

電気電子システム工学専攻、知能情報工学専攻、機械知能システム工学専攻、生命工学専攻、環境応用化学専攻、材料機能工学専攻

博士課程

数理・ヒューマンシステム科学専攻、ナノ新機能物質科学専攻、新エネルギー科学専攻、地球生命環境科学専攻

教職実践開発研究科

専門職学位課程

教職実践開発専攻

- 2 医学薬学教育部看護学専攻及び薬科学専攻は、5年の博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

（収容定員）

第7条 研究科、教育部及び専攻の収容定員は、別表第1のとおりとする。

（教員組織）

第8条 本学大学院に教員組織として研究科に講座等を、医学薬学研究部及び理工学研究部に学域、学系を置く。

- 2 講座等、学域及び学系の種類は、別表第2のとおりとする。

- 3 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保するなど、組織的な教育を行うものとし、その体制については、研究科等において別に定める。

第8条の2 博士課程（博士前期課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程又は専門職学位課程を兼ねることができる。

（研究科長）

第9条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、教職実践開発研究科長は、別に定めるところにより学長が指名する。

- 3 研究科長は、その研究科に関する事項をつかさどる。

（研究科委員会）

第10条 研究科に教育研究に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、研究科において定める。

（教育部長）

第11条 教育部に教育部長を置く。

- 2 教育部長は、当該教育部の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

- 3 教育部長は、その教育部に関する事項をつかさどる。

（副教育部長）

第11条の2 教育部に副教育部長を置く。

- 2 副教育部長は、当該教育部の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

- 3 副教育部長は、教育部長の命を受け、教育部長の職務を補佐し、教育部長に事故があるときはその職務を代理する。

（教育部教授会）

第11条の3 教育部に教育研究に関する事項を審議するため、教育部教授会を置く。

- 2 教育部教授会に関し必要な事項は、教育部において定める。

（研究部長）

第11条の4 研究部に研究部長を置く。

- 2 研究部長は、当該研究部所属の専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

- 3 研究部長は、その研究部に関する事項をつかさどる。

（副研究部長）

第11条の5 研究部に副研究部長を置く。

- 2 副研究部長は、当該研究部所属の専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

- 3 副研究部長は、研究部長の命を受け、研究部長の職務を補佐し、研究部長に事故があるときはその職務を代理する。

(研究部教授会)

第11条の6 研究部に教育研究に関する事項を審議するため、研究部教授会を置く。

2 研究部教授会に関し必要な事項は、研究部において定める。

第3章 教学及び学生

第1節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第12条 学年、学期及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

第2節 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第13条 本学大学院の修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 本学大学院の生命融合科学教育部博士課程の生体情報システム科学専攻、先端ナノ・バイオ科学専攻、医学薬学教育部博士後期課程及び理工学教育部博士課程の標準修業年限は3年とし、生命融合科学教育部博士課程の認知・情動脳科学専攻、医学薬学教育部博士課程の生命・臨床医学専攻、東西統合医学専攻及び薬学専攻の標準修業年限は4年とする。

(在学期間)

第14条 本学大学院の修士課程、博士前期課程、博士後期課程、博士課程及び専門職学位課程の在学期間は標準修業年限の2倍を超えることができない。

第3節 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科等において、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができます。

(入学資格)

第16条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適當と認められた者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると当該研究科等が認めたもの
- (9) 当該研究科等において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、当該研究科等の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2 本学大学院の博士課程（標準修業年限が3年のものに限る。）及び博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適當と認められた者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 当該研究科等において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 本学大学院の博士課程（標準修業年限が4年のものに限る。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適当と認められた者とする。
- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修した者に限る。）の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院博士課程（修業年限が4年のものに限る。）に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると当該研究科等が認めたもの
- (8) 本学研究科等において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (9) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、研究科等の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

4 本学大学院の専門職学位課程に入学することのできる者は、第1項各号の一に該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状を有し、志望の専攻を履修するに適当と認められた者とする。

第17条 前条第1項第8号から第10号まで、第2項第6号及び第3項第7号から第9号までの認定に当たって必要な事項は、研究科等において定める。

（入学の出願）

第18条 本学大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第19条 入学を志願する者に対しては、選考を行うものとし、選考の方法は研究科等において別に定める。

2 前項の選考による合格者の決定は、研究科委員会又は教育部教授会（以下「研究科委員会等」という。）の意見を聴いて、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第20条 入学手続及び入学許可については、本学学則の規定を準用する。

(再入学及び転入学)

第21条 再入学及び転入学については、本学学則の規定を準用する。

2 前項に定める転入学には、国際連合大学の課程に在学する者で、本学に転入学を志願するものを含むものとする。

第4節 教育課程等

(教育課程の編成及び教育方法等)

第22条 本学大学院は、研究科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 本学大学院は、教職実践開発研究科の教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては、研究科等における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。

4 研究科等の授業は、教授、准教授、講師及び助教が担当するものとする。

5 研究科等の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、研究科等において必要があると認めるとときは、准教授に担当若しくは分担させ、又は講師に分担させることができる。

(教育方法の特例)

第23条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第23条の2 研究科等（教職実践開発研究科を除く。）は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科等（教職実践開発研究科を除く。）は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第23条の3 教職実践開発研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 教職実践開発研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容改善のための組織的な研修等)

第23条の4 研究科等は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第24条 研究科等における授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、別に定める。

(単位の計算方法)

第24条の2 単位の計算方法については、本学学則の規定を準用する。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、前項で準用する本学学則第62条第1項に規定する基準を考慮し、その組み合わせに応じ各研究科等が定めるものとする。

(長期にわたる課程の履修)

第25条 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間に

わたり計画的に課程を履修し、修了することを申し出たときは、研究科等の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第26条 研究科等において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（外国の大学の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位を、研究科等の定めるところにより、研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、研究科等において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づかない場合であっても、学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（休学中に修得した単位を含む。）を、研究科等の定めるところにより、研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第27条 研究科等（教職実践開発研究科を除く。）において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 研究科等において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学の大学院及び国際連合大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

(単位の認定)

第29条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告により、その合格者に単位を与えるものとする。

(成績)

第30条 授業科目の成績の評価方法については、研究科等において定める。

第5節 休学、復学、転学、転専攻、留学、退学及び除籍

(休学及び復学)

第31条 休学及び復学については、本学学則の規定を準用する。ただし、休学期間は、通算して当該研究科等の標準修業年限を超えることができない。

(転学)

第32条 転学については、本学学則の規定を準用する。

(転専攻)

第33条 学長は、同一研究科等の他専攻に転ずることを願い出た者があるときは、当該研究科委員会等の意見を聴いて、許可することができる。

(留学)

第34条 留学については、本学学則の規定を準用する。

(退学)

第35条 退学については、本学学則の規定を準用する。

(除籍)

第36条 除籍については、本学学則の規定を準用する。

第6節 課程修了の認定及び学位の授与

(課程修了の要件)

第37条 修士課程及び博士課程の修了の要件は、標準修業年限（第25条に規定する学生については、

研究科等が定めた期間)以上在学し、所定の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修士課程及び博士前期課程にあっては、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。

2 優れた研究業績を上げた者については、研究科等の定めるところにより、在学すべき期間を短縮することができる。

第37条の2 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の授業科目について46単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

(課程修了の認定)

第38条 本学大学院の課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、研究科委員会等の意見を聴いて、学長が認定する。

(学位の授与)

第39条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程(博士前期課程を除く。)を修了した者には、博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には、専門職の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

3 修士、博士及び専門職の学位の授与については、別に定める。

第7節 教員免許状

(教員免許状)

第40条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科等において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰及び懲戒)

第41条 表彰及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。

第9節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究生及び外国人留学生

(研究生)

第42条 特定の研究事項について、本学大学院での研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該研究科等において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第43条 本学大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、当該研究科等において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学の大学院の学生で、本学大学院での授業科目の履修を希望する場合は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として本学大学院に受け入れることができる。

(特別研究生)

第45条 他の大学の大学院の学生で、本学大学院での研究指導を希望する場合は、当該大学院との協議に基づき、特別研究生として本学大学院に受け入れることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができます。

(研究生等に関するその他の事項)

第47条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第48条 本学大学院の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、富山大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

(入学料の免除)

第49条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、本人の申請により、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学料の免除の申請をした者については、その免除を許可し又は不許可とするまでの間、入学料の納付を猶予する。

(入学料の徴収猶予)

第50条 入学料の徴収猶予については、本学学則の規定を準用する。

(授業料の納付、免除及び徴収猶予等)

第51条 授業料の納付、免除及び徴収猶予等については、本学学則の規定を準用する。

(授業料等の不徴収)

第52条 特別聴講学生等の授業料等の不徴収については、本学学則の規定を準用する。

(寄宿料の免除)

第53条 寄宿料の免除については、本学学則の規定を準用する。

(納付した授業料等)

第54条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合にあっては、納付した者の申出により授業料相当額を返還するものとする。

3 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第5章 補則

(研究科等及び研究部の規則)

第55条 研究科等及び研究部に関する規則は、研究科等及び研究部において定める。

(本学学則の読み替え)

第56条 この学則中、本学学則の規定を準用する場合は、「学部」とあるのは「研究科」又は「教育部」と、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「教育部長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」又は「教育部教授会」と読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は、平成17年10月1日から施行する。

2 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成17年法律第49号）附則第11条の規定に基づき、国立大学法人富山大学成立の際現に、改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人富山大学及び国立大学法人富山医科大学がそれぞれ設置する大学（以下「旧富山大学及び旧富山医科大学」という。）に在学する者は、当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった課程の履修を富山大学大学院において行うものとし、課程の履修その他当該学生の教育に関する事項は、旧富山大学及び旧富山医科大学の大学院学則等を適用する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 生命融合科学教育部、医学薬学教育部及び理工学教育部の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは、次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度
生命融合科学教育部	博士課程	認知・情動脳科学専攻	9	18	27
		生体情報システム科学専攻	4	8	12
		先端ナノ・バイオ科学専攻	4	8	12
	計		17	34	51
医学薬学教育部	修士課程	医科学専攻	15	30	30

		看護学専攻	16	32	32	
		薬科学専攻	30	60	60	
		臨床薬学専攻	16	32	32	
		小計	77	154	154	
	博士課程	生命・臨床医学専攻	18	36	54	
		東西統合医学専攻	7	14	21	
		生命薬科学専攻	18	36	54	
		小計	43	86	129	
		計	120	240	283	
理工学教育部	修士課程	数学専攻	12	24	24	
		物理学専攻	12	24	24	
		化学専攻	10	20	20	
		生物学専攻	10	20	20	
		地球科学専攻	10	20	20	
		生物圏環境科学専攻	10	20	20	
		電気電子システム工学専攻	33	66	66	
		知能情報工学専攻	27	54	54	
		機械知能システム工学専攻	33	66	66	
		物質生命システム工学専攻	60	120	120	
		小計	217	434	434	
	博士課程	数理・ヒューマンシステム科学専攻	5	10	15	
		ナノ新機能物質科学専攻	6	12	18	
		新エネルギー科学専攻	5	10	15	
		地球生命環境科学専攻	5	10	15	
		小計	21	42	63	
計			238	476	497	
合計			375	750	831	

3 平成18年3月31日における医学系研究科、薬学研究科、理工学研究科については、平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 医学薬学教育部修士課程薬科学専攻及び臨床薬学専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 医学薬学教育部博士前期課程薬科学専攻の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成22年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
医学薬学教育部	博士前期課程	薬科学専攻	35

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 人文科学研究科修士課程文化構造研究専攻及び地域文化研究専攻並びに教育学研究科修士課程学校教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 人文科学研究科、人間発達科学研究科、経済学研究科及び芸術文化学研究科の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成23年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
人文科学研究科	修士課程	人文科学専攻	8
人間発達科学研究科	修士課程	発達教育専攻	13
		発達環境専攻	13
		計	26
経済学研究科	修士課程	地域・経済政策専攻	10
		企業経営専攻	16
		計	26
芸術文化学研究科	修士課程	芸術文化学専攻	8

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 医学薬学教育部修士課程生命薬科学専攻及び理工学教育部修士課程物質生命システム工学専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 理工学教育部修士課程数学専攻、化学専攻、生物学専攻、生命工学専攻、環境応用化学専攻及び材料機能工学専攻の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成24年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
理工学教育部	修士課程	数学専攻	20
		化学専攻	22
		生物学専攻	22
		生命工学専攻	18
		環境応用化学専攻	22
		材料機能工学専攻	20

- 医学薬学教育部博士後期課程薬科学専攻及び理工学教育部博士課程ナノ新機能物質科学専攻、新エネルギー科学専攻、地球生命環境科学専攻は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成24年度から平成25年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員	
			平成24年度	平成25年度
医学薬学教育部	博士後期課程	薬科学専攻	8	16
理工学教育部	博士課程	ナノ新機能物質科学専攻	16	14
		新エネルギー科学専攻	13	11
		地球生命環境科学専攻	14	13

- 医学薬学教育部博士課程薬学専攻の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学薬学教育部	博士課程	薬学専攻	4	8	1 2

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 医学薬学教育部修士課程看護学専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 医学薬学教育部博士後期課程看護学専攻の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員	
			平成27年度	平成28年度
医学薬学教育部	博士後期課程	看護学専攻	3	6

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 人間発達科学研究科発達教育専攻及び発達環境専攻の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成28年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
人間発達科学研究科	修士課程	発達教育専攻	1 9
		発達環境専攻	1 9

- 3 教職実践開発研究科の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成28年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻	1 4

別表第1

研究科等名	課程名	専攻等名	入学定員	収容定員
人文科学研究科	修士課程	人文科学専攻	8人	16人
人間発達科学研究科	修士課程	発達教育専攻	6	12
		発達環境専攻	6	12
		計	12	24
経済学研究科	修士課程	地域・経済政策専攻	6	12
		企業経営専攻	12	24
		計	18	36
芸術文化学研究科	修士課程	芸術文化学専攻	8	16
生命融合科学教育部	博士課程	認知・情動脳科学専攻	9	36
		生体情報システム科学専攻	4	12
		先端ナノ・バイオ科学専攻	4	12
		計	17	60
医学薬学教育部	修士課程	医科学専攻	15	30
		小計	31	62
	博士前期課程	看護学専攻	16	32
		薬科学専攻	35	70
		小計	35	70
	博士後期課程	看護学専攻	3	9
		薬科学専攻	8	24
		小計	11	33
	博士課程	生命・臨床医学専攻	18	72
		東西統合医学専攻	7	28
		薬学専攻	4	16
		小計	29	116
		計	106	281
理工学教育部	修士課程	数学専攻	8	16
		物理学専攻	12	24
		化学専攻	12	24
		生物学専攻	12	24
		地球科学専攻	10	20
		生物圏環境科学専攻	10	20
		電気電子システム工学専攻	33	66
		知能情報工学専攻	27	54
		機械知能システム工学専攻	33	66
		生命工学専攻	18	36
		環境応用化学専攻	22	44
	博士課程	材料機能工学専攻	20	40
		小計	217	434
		数理・ヒューマンシステム科学専攻	5	15
		ナノ新機能物質科学専攻	4	12
		新エネルギー科学専攻	3	9
		地球生命環境科学専攻	4	12
		小計	16	48
		計	233	482
教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻	14	28
	合計		416	943

別表第2

研究科又は研究部	講座等、学域及び学系の種類
人文科学研究科	△人間科学 △歴史文化 △社会文化 △国際文化論 △東アジア言語文化 △英米言語文化 △ヨーロッパ言語文化
人間発達科学研究科	発達教育学 発達環境学
経済学研究科	△経済学 △経営学 △経営法学
芸術文化学研究科	△芸術文化
医学薬学研究部	先端生命医療学域 認知・情動脳科学系 分子病態医学系 展開ゲノム薬学系 環境・生命システム学域 環境生体防御医学系 生命システム医学系 生命分子薬学系 東西統合医療学域 東西統合医学系 臨床薬科学系 看護学系 医療基礎
理工学研究部	生命・情報・システム学域 数理情報科学系 ヒューマン・生命情報システム学系 システムエンジニアリング学系 ナノ・新機能材料学域 物質属性基礎科学系 ナノマテリアル・システムデザイン学系 機能性分子創成変換システム学系 環境・エネルギー学域 地球環境システム学系 エネルギー学系
教職実践開発研究科	教職実践開発

備考

- 1 この表の右欄において、人文科学研究科、経済学研究科及び芸術文化学研究科にあっては講座を、人間発達科学研究科及び教職実践開発研究科にあっては教育研究分野を示す。
- 2 △印を冠するものは修士講座である。

別表第3

研究科等名	専攻等名	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文科学研究科	人文科学専攻	中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語 社会 英語 ドイツ語 中国語 国語 地理歴史 公民 英語 ドイツ語 中国語
人間発達科学研究科	発達教育専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
	発達環境専攻	中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 数学 理科 保健体育 家庭 英語 地理歴史 公民 数学 理科 保健体育 家庭 英語
経済学研究科	地域・経済政策専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 地理歴史 公民
	企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
芸術文化学研究科	芸術文化学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術
理工学教育部	数学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学 数学
	物理学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	化学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	生物学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	地球科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	生物圏環境科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科

	電気電子システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	知能情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	機械知能システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	生命工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	環境応用化学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	材料機能工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
教職実践開発研究科	教職実践開発専攻	小学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状	社会
		中学校教諭専修免許状	数学
		中学校教諭専修免許状	理科
		中学校教諭専修免許状	音楽
		中学校教諭専修免許状	美術
		中学校教諭専修免許状	保健体育
		中学校教諭専修免許状	保健
		中学校教諭専修免許状	技術
		中学校教諭専修免許状	家庭
		中学校教諭専修免許状	職業
		中学校教諭専修免許状	職業指導
		中学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	ドイツ語
		中学校教諭専修免許状	フランス語
		中学校教諭専修免許状	中国語
		中学校教諭専修免許状	ロシア語
		中学校教諭専修免許状	宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	工芸
		高等学校教諭専修免許状	書道
		高等学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健
		高等学校教諭専修免許状	看護
		高等学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	情報
		高等学校教諭専修免許状	農業
		高等学校教諭専修免許状	工業
		高等学校教諭専修免許状	商業
		高等学校教諭専修免許状	水産
		高等学校教諭専修免許状	福祉
		高等学校教諭専修免許状	商船
		高等学校教諭専修免許状	職業指導
		高等学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	ドイツ語
		高等学校教諭専修免許状	フランス語
		高等学校教諭専修免許状	中国語

	高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	ロシア語 宗教
--	----------------------------	------------

富山大学大学院学則の一部改正（案）について

1. 趣旨

本学大学院に教職実践開発研究科教職実践開発専攻の設置に伴い、所要の改正を行う。

2. 概要

関係条項に「教職実践開発研究科教職実践開発専攻」を加え、課程の目的、入学資格、課程修了要件等を定めるとともに、入学定員、収容定員等を改める。

3. 施行日

平成28年4月1日施行

国立大学法人富山大学大学院学則 新旧対照表

改 正 案	現 行
国立大学法人富山大学大学院学則 平成 17 年 10 月 1 日制定 平成 18 年 4 月 1 日改正 平成 19 年 4 月 1 日改正 平成 19 年 12 月 26 日改正 平成 20 年 4 月 1 日改正 平成 22 年 4 月 1 日改正 平成 23 年 4 月 1 日改正 平成 24 年 4 月 1 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正 平成 27 年 4 月 1 日改正 <u>平成 28 年 4 月 1 日改正</u> (略)	国立大学法人富山大学大学院学則 平成 17 年 10 月 1 日制定 平成 18 年 4 月 1 日改正 平成 19 年 4 月 1 日改正 平成 19 年 12 月 26 日改正 平成 20 年 4 月 1 日改正 平成 22 年 4 月 1 日改正 平成 23 年 4 月 1 日改正 平成 24 年 4 月 1 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正 平成 27 年 4 月 1 日改正 (略)

(研究科、教育部)
第4条 本学大学院に次の研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）を置く。
人文科学研究科（修士課程）
人間発達科学研究科（修士課程）
経済学研究科（修士課程）
芸術文化学研究科（修士課程）
生命融合科学教育部（博士課程）
医学薬学教育部（修士課程、博士課程）

改 正 案	現 行
<p>理工学教育部（修士課程，博士課程） 教職実践開発研究科（専門職学位課程） (課程)</p> <p>第5条 (略) 2 (略)</p> <p>3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。 (領域、専攻)</p> <p>第6条 研究科等に次の領域及び専攻を置く。 人文科学研究科 修士課程 人文科学専攻 人間発達科学研究科 修士課程 発達教育専攻、発達環境専攻 経済学研究科 修士課程 地域・経済政策専攻、企業経営専攻 芸術文化学研究科 修士課程 芸術文化学専攻 生命融合科学教育部 博士課程 認知・情動脳科学専攻、生体情報システム科学専攻、先端ナノ・バイオ科学専攻</p>	<p>理工学教育部（修士課程，博士課程） （課程）</p> <p>第5条 (略) 2 (略)</p> <p>（領域、専攻）</p> <p>第6条 研究科等に次の領域及び専攻を置く。 人文科学研究科 修士課程 人文科学専攻 人間発達科学研究科 修士課程 発達教育専攻、発達環境専攻 経済学研究科 修士課程 地域・経済政策専攻、企業経営専攻 芸術文化学研究科 修士課程 芸術文化学専攻 生命融合科学教育部 博士課程 認知・情動脳科学専攻、生体情報システム科学専攻、先端ナノ・バイオ科学専攻</p>

国立大学法人富山大学大学院学則 新旧対照表

改 正 案	現 行
医学薬学教育部 修士課程 医学領域 医科学専攻 博士課程（前期2年） 医学領域 看護学専攻 薬学領域 薬科学専攻 博士課程（後期3年） 看護学専攻，薬科学専攻 博士課程 生命・臨床医学専攻，東西統合医学専攻，薬学専攻 理工学教育部 修士課程 理学領域 数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球科学専攻，生物圏環境科学専攻 工学領域 電気電子システム工学専攻，知能情報工学専攻，機械知能システム工学専攻，生命工学専攻，環境応用化学専攻，材料機能工学専攻	医学薬学教育部 修士課程 医学領域 医科学専攻 博士課程（前期2年） 医学領域 看護学専攻 薬学領域 薬科学専攻 博士課程（後期3年） 看護学専攻，薬科学専攻 博士課程 生命・臨床医学専攻，東西統合医学専攻，薬学専攻 理工学教育部 修士課程 理学領域 数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球科学専攻，生物圏環境科学専攻 工学領域 電気電子システム工学専攻，知能情報工学専攻，機械知能システム工学専攻，生命工学専攻，環境応用化学専攻，材料機能工学専攻 博士課程 数理・ヒューマンシステム科学専攻，ナノ新機能物質科学専攻，新工ネルギー科学専攻，地球生命環境科学専攻 博士課程 数理・ヒューマンシステム科学専攻，ナノ新機能物質科学専攻，新工ネルギー科学専攻，地球生命環境科学専攻

	改 正 案	現 行
教職実践開発研究科 専門職学位課程 教職実践開発専攻	(略)	<p>第8条の2 博士課程（博士前期課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程又は専門職学位課程を兼ねることができる。</p> <p>（研究科長）</p> <p>第9条 研究科に研究科長を置く。</p> <p>2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもつて充てる。ただし、 教職実践開発研究科長は、当分の間、別に定めるところにより学長が指名する。</p> <p>（略）</p>
		<p>第8条の2 博士課程（博士前期課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を兼ねることができる。</p> <p>（研究科長）</p> <p>第9条 研究科に研究科長を置く。</p> <p>2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもつて充てる。</p> <p>（略）</p>
		<p>第13条 本学大学院の修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、修士課程及び専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1</p>

改 正 案	現 行
年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。 3 (略) (在学期間) 第14条 本学大学院の修士課程、博士前期課程、博士後期課程、博士課程 及び専門職学位課程の在学期間は標準修業年限の2倍を超えることができない。 (略)	年以上2年未満の期間とすることができる。 3 (略) (在学期間) 第14条 本学大学院の修士課程、博士前期課程、博士後期課程、博士後期課程 及び 博士課程の在学期間は標準修業年限の2倍を超えることができない。
(入学資格) 第16条 (略) 2 (略) 3 (略)	(入学資格) 第16条 (略) 2 (略) 3 (略)
4 本学大学院の専門職学位課程に入学することができる者は、第1項各号の一に該当し、かつ、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める免許状を有し、志望の専攻を履修するに適当と認められた者とする。 (略)	(教育課程の編成及び教育方法等) 第22条 本学大学院は、研究科等 (教職実践開発研究科を除く。) の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 本学大学院は、 教職実践開発研究科の教育上の目的を達成するため に

改 正 案	現 行
<p>専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>3 教育課程の編成に当たっては、研究科等における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。</p> <p>4 研究科等の授業は、教授、准教授、講師及び助教が担当するものとする。</p> <p>5 研究科等の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、研究科等において必要があると認めるとときは、准教授に担当若しくは分担させ、又は講師に分担させることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>2 教育課程の編成に当たっては、研究科等における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。</p> <p>3 研究科等の授業は、教授、准教授、講師及び助教が担当するものとする。</p> <p>4 研究科等の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、研究科等において必要があると認めるとときは、准教授に担当若しくは分担させ、又は講師に分担させることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(成績評価基準等の明示等)</p> <p>第23条の2 研究科等（教職実践開発研究科を除く。）は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 研究科等（教職実践開発研究科を除く。）は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>第23条の3 教職実践開発研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 教職実践開発研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>め明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>(教育内容改善のための組織的な研修等)</p> <p>第23条の4 研究科等は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(教育内容改善のための組織的な研修等)</p> <p>第23条の3 研究科等は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)</p> <p>第27条 研究科等（教職実践開発研究科を除く。）において教育上有益と認めるとときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)</p> <p>第27条 研究科等において教育上有益と認めるとときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>(課程修了の要件)</p> <p>第37条 修士課程及び博士課程の修了の要件は、標準修業年限（第25条に規定する学生については、研究科等が定めた期間）以上在学し、所定の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修士課程及び博士前期課程にあっては、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(課程修了の要件)</p> <p>第37条 本学大学院の課程修了の要件は、標準修業年限（第25条に規定する学生については、研究科等が定めた期間）以上在学し、所定の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修士課程及び博士前期課程にあっては、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>2 (略)</p>

改 正 案	現 行								
<p>し、所定の授業科目について 46 単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うこと）を修得することとする。</p> <p>（略）</p>	<p>（学位の授与）</p> <p>第39条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程（博士前期課程を除く。）を修了した者には、博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には、専門職の学位を授与する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 修士、博士及び専門職の学位の授与については、別に定める。</p> <p>（略）</p>								
<p>（学位の授与）</p> <p>第39条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程（博士前期課程を除く。）を修了した者には、博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には、専門職の学位を授与する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 修士及び博士の学位の授与については、別に定める。</p> <p>（略）</p>	<p>（学位の授与）</p> <p>第39条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程（博士前期課程を除く。）を修了した者には、博士の学位を授与する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 修士及び博士の学位の授与については、別に定める。</p> <p>（略）</p>								
	<p>附 則</p> <p>1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 人間発達科学研究科発達教育専攻及び発達環境専攻の収容定員は、改正後の第 7 条別表第 1 の規定にかわらず、平成 28 年度は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科等名</th> <th>課程名</th> <th>専攻等名</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人間発達科学 研究科</td> <td>修士課程</td> <td>発達教育専攻 発達環境専攻</td> <td>19 19</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 教職実践開発研究科の収容定員は、改正後の第 7 条別表第 1 の規定にかわらず、平成 28 年度は次のとおりとする。</p>	研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員	人間発達科学 研究科	修士課程	発達教育専攻 発達環境専攻	19 19
研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員						
人間発達科学 研究科	修士課程	発達教育専攻 発達環境専攻	19 19						

改 正 案				現 行			
研究科等名	課程名	専攻等名	收容定員	研究科等名	課程名	専攻等名	入学定員
教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻	14	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第1							
研究科等名 (略)	課程名 (略)	専攻等名 (略)	收容定員 (略)	研究科等名 (略)	課程名 (略)	専攻等名 (略)	收容定員 (略)
人間発達科学 研究科 (略)	修士課程 発達教育専攻 発達環境専攻	6 6	12 12				
教職実践開発 研究科 (略)	専門職学位課程 教職実践開発 専攻	14	28				
別表第2							
研究科又は研究部 (略)	講座等, 学域及び学系の種類 (略)	講座等, 学域及び学系の種類 (略)	講座等, 学域及び学系の種類 (略)	研究科又は研究部 (略)	講座等, 学域及び学系の種類 (略)	講座等, 学域及び学系の種類 (略)	講座等, 学域及び学系の種類 (略)
教職実践開発研究科 (略)	教職実践開発 専攻						
別表第3							
研究科等名	専攻等名	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域	研究科等名	専攻等名	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
人間発達科学 研究科 (略)	発達環境専攻 削除	(略)	人間発達科 攻	人間発達科 攻	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 案		現 行	
教職実践開発研究科	教職実践開発専攻	小学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状	社会
		中学校教諭専修免許状	数学
		中学校教諭専修免許状	理科
		中学校教諭専修免許状	音楽
		中学校教諭専修免許状	美術
		中学校教諭専修免許状	保健体育
		中学校教諭専修免許状	保健
		中学校教諭専修免許状	技術
		中学校教諭専修免許状	家庭
		中学校教諭専修免許状	職業
		中学校教諭専修免許状	職業指導
		中学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	ドイツ語
		中学校教諭専修免許状	フランス語
		中学校教諭専修免許状	中国語
		中学校教諭専修免許状	ロシア語
		中学校教諭専修免許状	宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	音楽

改 正 案	現 行
高等学校教諭専修免許状	美術
高等学校教諭専修免許状	工芸
高等学校教諭専修免許状	書道
高等学校教諭専修免許状	保健体育
高等学校教諭専修免許状	保健
高等学校教諭専修免許状	看護
高等学校教諭専修免許状	家庭
高等学校教諭専修免許状	情報
高等学校教諭専修免許状	農業
高等学校教諭専修免許状	工業
高等学校教諭専修免許状	商業
高等学校教諭専修免許状	水産
高等学校教諭専修免許状	福祉
高等学校教諭専修免許状	船舶
高等学校教諭専修免許状	職業指導
高等学校教諭専修免許状	英語
高等学校教諭専修免許状	ドイツ語
高等学校教諭専修免許状	フランス語
高等学校教諭専修免許状	中国語
高等学校教諭専修免許状	ロシア語
高等学校教諭専修免許状	宗教

富山大学大学院教職実践開発研究科規則（案）

平成 28 年 4 月 1 日制定

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学大学院学則（以下「学則」という。）第 55 条の規定に基づき、富山大学大学院教職実践開発研究科（以下「研究科」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第2条 本研究科は、学校内や地域の教育活動を俯瞰する広い視野と学校が抱える今日的課題に対応できる高度な実践力・新たな学びをデザインする力を有し、生涯にわたって学び続ける姿勢をもった教員の養成を目的とする。

（授業科目及び単位数）

第3条 研究科における授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 授業科目の配当及び授業時間は、毎学年の始めにこれを定める。

3 単位の計算方法は、講義については 15 時間、演習については 15 時間又は 30 時間、実習については 30 時間又は 45 時間をもって 1 単位とする。

（指導教員）

第4条 授業科目の履修の指導及び課題研究に関する指導（以下「研究指導」という。）等を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

（履修方法）

第5条 学生は、別表第 2 に定める履修基準に従い 46 単位以上修得しなければならない。

2 指導教員が必要と認めたときは、他の研究科及び教育部の専攻の授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により学生が修得した単位は、4 单位を限度として本研究科で修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第6条 教育研究上有益と認めるとときは、学生が本研究科に入学する前に他の教職大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を教職実践開発研究科委員会（以下「委員会」という。）の議に基づき本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、10 単位を超えないものとする。

（履修科目の届出）

第7条 学生は、学期ごとに履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

（履修科目の登録の上限）

第8条 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限（以下「上限単位数」という。）は、1 学年当たり 44 単位とし、1 学期当たり 22 単位とする。ただし、集中講義等により開講される授業科目については、上限単位数に算入しない。

(長期履修制度)

第9条 学則第25条に定める長期にわたる課程の履修については、原則として入学時に学生からの申請に基づき、委員会の議を経てこれを認めることができる。

(教育方法の特例)

第10条 委員会が教育上必要と認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に、授業及び研究指導を行うことができる。

(単位の認定)

第11条 単位修得の認定は、筆記若しくは口頭の試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が行う。

2 前項の認定を行う時期は、学期末とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(成績評価)

第12条 授業科目の成績評価は、優、良、可及び不可の評語で表し、可以上を合格とし、不可を不合格とする。

2 成績の評語は、100点を満点とし、次のとおりとする。

優 80点以上

良 70点以上 80点未満

可 60点以上 70点未満

不可 60点未満

(課題研究の発表・報告)

第13条 学生は、委員会が指定する期日に、別に定める教職大学院支援会議において、課題研究の成果を発表・報告しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
共通科目	(教育課程の編成・実施に関する領域) 特色あるカリキュラムの分析 学校を基盤としたカリキュラム開発	2 2		
	(教科等の実践的な指導法に関する領域) 校内研修を用いた授業改善 確かな学力につける授業づくり	2 2		
	(生徒指導、教育相談に関する領域) 児童・生徒理解とその指導 学校カウンセリングの実践 特別支援教育の現状と課題	2 2 2		この中から2科目 4単位以上
	(学級経営、学校経営に関する領域) 学習する組織のマネジメント 子どものための学級づくり	2 2		
	(学校教育と教員の在り方に関する領域) 地域・保護者とつくる学校 主体的な学びを培う教師のコンピテンシ	2 2		
	(教育の方法・指導技術に関する領域) ICT活用による授業力向上 学習コンテンツ開発 子ども主体の授業づくり 学習意欲を高める理系の授業づくり 学習意欲を高める生活環境系の授業づくり 学習意欲を高める言語系の授業づくり 学習意欲を高める表現系の授業づくり 学習意欲を高める実技系の授業づくり	2 2 2 2 2 2 2 2 2		この中から5科目 10単位以上
	(経営・管理の基礎に関する領域) 教育研究データの実践的解析 学校評価の実際と課題 問題発見と意味づけ 学校における情報セキュリティ	2 2 2 2		この中から2科目 4単位以上
	学校における課題発見実地研究 学校における課題解決実地研究Ⅰ 学校における課題解決実地研究Ⅱ 学校における課題解決実地研究Ⅲ	6 4 4 4		この中から1科目 4単位以上

省 察 科 目	教職実践開発課題研究 I		2 2 2	この中から 1 科目 2 単位以上
	教職実践開発課題研究 II			
	教職実践開発課題研究 III			

別表第2（第5条関係）

履修基準単位表

科 目 区 分	必 修	選 択
共 通 科 目		
教育課程の編成・実施に関する領域	4 単位	
教科等の実践的な指導法に関する領域	4 単位	
生徒指導、教育相談に関する領域		4 単位
学級経営、学校経営に関する領域	4 単位	
学校教育と教員の在り方に関する領域	4 単位	
小 計	20 単位	
現場が求める教員の資質・能力に関する科目		
教育の方法・指導技術に関する領域		10 単位
経営・管理の基礎に関する領域		4 単位
小 計	14 単位	
実 習 科 目	6 単位	4 単位
省 察 科 目		2 単位
合 計	46 単位	